株式会社歯愛メディカル　定款

当会社の現行定款に相違ない

代表取締役　清　水　清　人

定　　款

第１章　　総　　則

（商　号）

第１条　当会社は、株式会社歯愛メディカルと称し、英文では”C.I.MEDICAL CO., LTD.”と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．医療機器・医療用具・歯科機材・歯科診療材料の研究開発及び販売
２．医療衛生用具の製造、販売及び輸出入
３．医薬品・医薬部外品、医療用消耗品・介護用品の販売
４．医療用機械・器具の販売及びリース
５．清掃用機材の販売及びリース
６．ナースシューズ・ドクターシューズ・ナースウェア・白衣の販売及び輸出入
７．健康食品・健康器具・スポーツ用品・ゴルフ用品の販売及び輸出入
８．酒類・清涼飲料水・食料品・化粧品・衣料品・日用雑貨品の販売及び輸出入
９．家庭用電気製品・通信機器・事務用機器・情報機器の販売及び輸出入
１０．貴金属・時計・アクセサリー・絵画・骨董品の販売及び輸出入
１１．玩具・文具・家具の販売及び輸出入
１２．不動産の売買、賃貸、管理及び運用
１３．広告物・宣伝用品の企画、制作、販売及びテレビ、ラジオ、新聞、雑誌、パンフレット等の広告代理業
１４．ダイレクトメール及びカタログ類の顧客データの作成、管理並びに発送受託業務
１５．歯科用品の代理販売及び顧客の開拓、紹介、仲介、斡旋、管理
１６．損害保険代理店業務
１７．生命保険の募集に関する業務
１８．再生可能エネルギー等による発電事業及び電気、ガスの供給、販売業務
１９．企業の経営、経理、情報処理に関するコンサルタント業務及び経営、管理、事務処理の受託、代行業務
２０．医療、保健、介護業務従事者等を対象とした各種講演会及びセミナーの開催並びに講師の育成
２１．電気通信事業
２２．倉庫業
２３．結婚相手の紹介及び情報提供

２４．酸素・亜酸化窒素等の販売
２５．理容室、美容室、ビューティーサロン等への医療機器・用品等の販売及び修理
２６．理容室、美容室、ビューティーサロン等への医療機器・用品等の輸出及び輸入
２７．理容室、美容室、ビューティーサロン等への講習会、開業プロデュース、コンサルタント業務
２８．再生医療関連事業
２９．上記各号に付帯関連する一切の事業

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を石川県白山市に置く。

（機関構成）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（１）取締役会
（２）監査役
（３）監査役会
（４）会計監査人

（公告方法）
第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。

（自己株式の取得）
第７条　当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　当会社の単元株数は100株とする。

（単元未満株式についての権利）
第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利

（２）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第10条　当会社は株主名簿管理人を設置する。
２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）
第11条　当会社の株式に関する手続き及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）
第12条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行等、吸収合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。
２．前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を２週間前までに公告するものとする。

第３章　　株主総会

（招　集）
第13条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

（招集権者及び議長）
第14条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役が招集する。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
２．株主総会においては、代表取締役が議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第15条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第16条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．　会社法第３０９条第２項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（株主総会の決議の省略）

第17条　株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

第18条　株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主を代理人として、議決権を行使することができる。

２．前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

（議事録）

第19条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第４章　　取締役

（取締役の員数）

第20条　当会社の取締役は、10名以内とする。

（取締役の選任）

第21条　当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

２．取締役の選任については、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第22条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．　任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役及び役付取締役）

第23条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２．　取締役会は、その決議によって取締役の中から社長１名を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（業務執行）

第24条　社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

２．　社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

（取締役の報酬等）

第25条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第26条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２．　当会社は業務執行取締役等でない取締役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第５章　取締役会

（取締役会の招集通知）

第27条　取締役会の招集通知は、取締役及び監査役の全員に対して、会日の３日前までに、これを発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

２．　取締役及び監査役全員の同意があるときは、前項に示す招集の手続きを経ずに取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議）

第28条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第29条　取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときは、この限りでない。

（取締役会規程）

第30条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第６章　監査役及び監査役会

（監査役及び監査役会の設置）

第31条　当会社は、監査役及び監査役会を置く。

（監査役の員数）

第32条　当会社の監査役は、３名以上５名以内とする。

（監査役の選任）

第33条　監査役は、株主総会において選任する。

２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第34条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

（常勤監査役）

第35条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第36条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役にこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（監査役会の決議方法）

第37条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会規程）

第38条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第39条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第40条　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２．当会社は監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第７章　　会計監査人

（会計監査人の設置）

第41条　当会社は、会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

第42条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）

第43条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第８章　　計　算

（事業年度）

第44条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から同年１２月３１日までとする。

（剰余金の配当）

第45条　剰余金の配当の基準日は、毎事業年度の最終日とする。

２．前項のほか、取締役会決議により毎年６月３０日を基準日として中間配当を行うことができる。

３．未払いの剰余金の配当には、利息を付けない。

（剰余金の配当等の除斥期間）

第46条　剰余金の配当及び中間配当は、配当財産が金銭である場合、その支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

変更履歴

・平成１２年１月５日設立
・平成１８年１２月１日第２条（目的）変更
・平成１８年１２月１日「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づく変更
・平成２２年３月１日第２６条（取締役の任期）変更
・平成２５年１０月８日第２条（目的）変更
・平成２６年１０月１４日第２条（目的）変更
・平成２７年８月１７日第２条（目的）変更
・平成２８年２月２２日第２条（目的）変更
・平成２８年３月２９日第１条（商号）等変更
・平成２９年３月２８日第２条（目的）等変更
・平成２９年１１月９日第６条（発行可能株式総数）変更
・平成３１年３月２８日第２条（目的）変更
・令和２年３月２６日第２条（取締役の定員）変更